



福岡県医発第 2966 号(地)

平成 30 年 2 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について
及び治療用装具の治療費支給申請に係る手続き等について

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具につきましては、社会保障審議会医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会において議論されているところであり、治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について（昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号）」により取り扱われており、療養費支給の対象となる治療用装具は、既製品であっても保険者判断により支給が可能となっております。

今般、平成 29 年 12 月 27 日開催の当該検討専門委員会内において、平成 26 年 4 月以降の不正事案についての調査結果が報告され、不適切事例に対する改善方法等についての議論がなされ、その内容を踏まえた上で、別添のとおり厚生労働省保険局長より通知が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について及び
治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具につきましては、社会保障審議会医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会において議論されているところであります。

治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について（昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号）」により取り扱われており、療養費支給の対象となる治療用装具は、既製品であっても保険者判断により支給が可能となっております。

今般の通知につきましては、平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日開催の当該検討専門委員会内において、平成 2 6 年 4 月以降の不正事案についての調査結果が報告され、不適切事例に対する改善方法等についての議論があり、当該内容を踏まえての通知発出となりますのでご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. 「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について
(平 30.2.9 保発 0209 第 1 号 厚生労働省保険局長)
2. 治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について
(平 30.2.9 保医発 0209 第 1 号 厚生労働省保険局医療長)

保 発 0 2 0 9 第 1 号

平 成 3 0 年 2 月 9 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

(公 印 省 略)

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について

療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品の治療用装具については、
「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成 28 年 9 月 23 日保発
0923 第 3 号) の別紙のリストに収載しているところであるが、今般、リストを別添の
とおり改めるので、関係者に対し周知を図られたい。

(参考：改正後全文)

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号)により取り扱われているところであるが、いわゆる既製品の装具であっても、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲のものであれば、療養費の支給対象として取り扱っているところである。

既製品の治療用装具に対する療養費の支給に当たっては、装具そのものの妥当性を含め、個別に保険者において支給の可否を判断しているが、近年では、既製品に係る支給申請も増加しており、これら既製品の治療用装具に対する療養費の支給決定の円滑化に資するため、今般、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品について、別紙のとおりリスト化し、周知することとしたので、関係者に対し周知を図られたい。

また、療養費の支給に係る取扱いについては、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、本リストについては、今後も対象品目の追加や見直しを随時行っていく予定である旨申し添える。

記

- 1 リスト収載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。
- 2 リスト収載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具

部位による 区分	機能による 名称分類	型式 (基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・ 輸入品の別	適応例 (対象疾患・症状)	装具の機能・目的	備考
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターACL (POゲルテックス ACL)	日本シグ マックス株式 会社	製造品	(疾患)膝前十字靱帯 損傷 等 (症状)脛骨前方引出 現象, 膝関節動揺, 疼 痛	(機能)膝関節側方動揺制限, 脛骨前方 引出の抑制 (目的)膝の屈伸を妨げずに脛骨の前方 引出を抑制する	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーブレース	アルケア株 式会社	製造品	(疾患)膝関節外傷, 骨折, 靱帯損傷, 半月 板等の障害 (症状)膝関節の動 揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の動揺, 疼痛を防ぐ (目的)膝関節を伸展位に保持し, 安静を 保つ	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA1	アルケア株 式会社	製造品	(疾患)変形性膝関節 症 等 (症状)膝関節の動 揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の軽度側方動揺制限 (目的)膝関節の安定性を保つ	
下肢装具	膝装具	軟性	膝装具軟性(KFLG)	I-Ming Sanitary Materials Co., Ltd	輸入品	膝関節靱帯損傷、変 形性膝関節症等	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップ による膝関節の前方・後方・側方動揺制 限	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツP CL	株式会社 仁徳商会	製造品	膝関節後十字靱帯損 傷等	遊動継手付側方支柱及び矯正ストラップ による膝関節の側方動揺制限、脛骨後方 引出の制限	
下肢装具	膝装具	軟性	ガードマスターA3B	株式会社 勉強堂	製造品	膝関節靱帯損傷、変 形性膝関節症等	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップ による膝関節の側方動揺制限	
下肢装具	短下肢装具	硬性	ピンカム	Breg, Inc.	輸入品	(疾患)アキレス腱断 裂, 足関節靱帯損傷 (症状)疼痛, アキレス 腱の短縮	(機能)足関節の可動域制限 (目的)アキレス腱断裂に対し足関節角度 を段階的に変更	

部位による 区分	機能による 名称分類	型式 (基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・ 輸入品の別	適応例 (対象疾患・症状)	装具の機能・目的	備考
下肢装具	短下肢装具	硬性	オルトトップAFO	パシフィック サプライ株 式会社	製造品	(疾患)腓骨神経麻 痺, 脳血管疾患 等 (症状)下垂足	(機能)足関節中間位保持 (目的)足関節を中間位に保持し, 歩行訓 練を行う	
下肢装具	短下肢装具	軟性	アングルサポート	アルケア株 式会社	製造品	(疾患)足関節内・外側 側副靱帯損傷, 足関 節捻挫 (症状)足関節の動 揺, 疼痛	(機能)足関節の側方動揺, 距骨の前方 動揺を防ぐ (目的)足関節の安定性を保つ, 足関節内 外反抑制	
体幹装具	頸椎装具	カラー あご受けのあ るもの	フィラデルフィアカ ラー	オズール	輸入品	(対象)頸椎・頸髄損 傷, 頸椎捻挫 等 (症状)疼痛, 四肢の 麻痺 等	機能)頸椎の固定 (目的)頸椎を固定し安静位に保持する	
体幹装具	頸椎装具	カラー あご受けのあ るもの	オルソカラー	株式会社 有蘭製作所	製造品	頸椎症、頸椎ヘルニ ア、頸椎捻挫	前後のターンバックルによる頸椎の任意 の角度(肢位)での固定	
体幹装具	胸椎装具 腰椎装具	金属枠	ジュエットプレイバッ ク	中村ブレイ ス株式会社	製造品	(疾患)脊椎圧迫骨折 等 (症状)疼痛, 痺れ	(機能)体幹の前屈制限 (目的)骨折した椎体前方にかかる負荷を 軽減	
上肢装具	肩装具	-	ショルダーブレース ER	アルケア株 式会社	製造品	(疾患)肩関節脱臼 (症状)疼痛, 肩の運 動制限	(機能)肩関節外旋位保持 (目的)肩関節の脱臼を整復	
上肢装具	肩装具	-	スリングショット3	Breg, Inc.	輸入品	(疾患)肩腱板断裂術 後, 上腕骨大結節術 後 等 (症状)肩の疼痛, 可 動域制限	(機能)肩関節の外転位保持 (目的)術後の肩の安静位保持でメカニカ ルストレスを軽減	
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	5065N オモニューレ クサ プラス	オットーボッ ク・ジャパン 株式会社	輸入品	肩関節亜脱臼	肩甲帯支持部および上腕・前腕支持部に よる上肢の懸垂、肩関節・前腕部の良肢 位保持	

部位による 区分	機能による 名称分類	型式 (基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・ 輸入品の別	適応例 (対象疾患・症状)	装具の機能・目的	備考
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	エアーバッグス 950N	中村ブレイ ス株式会社	製造品	肩関節腱板損傷、肩 関節部の骨折・脱臼、 急性期の肩関節周囲 炎	腋下のエアーバックおよび体幹固定ベル トによる肩関節の外転位保持・固定	
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	肩鎖関節固定帯	パシフィック サプライ株 式会社	製造品	肩鎖関節脱臼、亜脱 臼	前腕支持部に連結された矯正ベルトによ る肩鎖関節固定、整復位保持	
上肢装具	肘装具	軟性	肘関節用サポーター 3	日本シグ マックス株 式会社	製造品	肘関節側副靱帯損 傷、肘関節周囲骨折	遊動継手付き側方支柱による肘関節の側 方動揺制限	
上肢装具	手背屈装具	-	手関節固定装具 ショート(POリストサ ポート2)	日本シグ マックス株 式会社	製造品	(疾患)腱鞘炎、手根 管症候群、橈骨遠位 端骨折 等 (症状)疼痛、痺れ	(機能)軽度な手関節の固定 (目的)手関節を安静位に保持すること	
上肢装具	指装具 短対立装具	-	4074 ダイアゴナル ショート	オットーボッ ク・ジャパン 株式会社	輸入品	(疾患)母指CM関節 症、ドゥ・ケルバン病等 (症状)疼痛	(機能)手関節、母指CM関節の軽度な運 動制限 (目的)過用による疼痛の軽減	
上肢装具	指装具	-	CMバンド (CMシリコーン、CM シリコーンハードを含 む)	中村ブレイ ス株式会社	製造品	(疾患)母指CM関節症 (症状)母指の疼痛	(機能)母指の運動制限、長母指外転筋 腱の圧迫 (目的)母指の疼痛軽減	
上肢装具	指装具(指用逆 ナックルベン ダー)	-	マレットフィンガース プリント	株式会社 松本義肢製 作所	製造品	(疾患)腱性・骨性マ レットフィンガー (症状)槌指変形	(機能)IP関節の伸展位保持 (目的)IP関節の槌指変形の防止	

※ 「部位による区分」、「機能による名称分類」及び「型式(基本構造)」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具の
種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1(3)装具の表の「区分」、「名称」及び「基本構造」に準拠。

平成30年2月9日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和36年7月24日保発第54号）及び「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和62年2月25日保険発第6号）により取り扱われているところであるが、治療用装具の療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給申請に係る手続きの明確化に資するため、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成20年3月21日保発第0321002号）による「弾性着衣等」に係る取扱い等別途取扱いが通知されているものを除き、下記のとおり取り扱うべきものであるので、関係者に対し、周知を図られたい。

記

1 療養費支給申請に係る手続きについて

療養費支給申請に係る手続きは、次のとおり取り扱うことが適当であること。

- (1) 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- (2) 保険医の指示（処方）により治療用装具が製作（又は購入）される。
- (3) 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認する。
- (4) 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等（治療用装具を取り扱っ

た義肢装具士が所属。以下「事業者」という。)に支払う。

(5) 事業者が患者等に対して(4)の支払に係る領収書(以下「領収書」という。)を発行する。

(6) 保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。)に対して、被保険者等が療養費の支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出する。なお、支給申請書には、(1)及び(3)について確認できる証明書並びに領収書を添付する。

このため、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

2 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- (1) 患者の氏名、生年月日及び傷病名
- (2) 保険医療機関の名称及び所在地並びに診察した保険医の氏名
- (3) 保険医が疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- (4) 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- (5) 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認した年月日

3 領収書について

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。

- (1) 料金明細(内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載)
- (2) オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名を含む。)
- (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

4 支給申請書への写真の添付について

保険者は、平成30年4月1日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真(患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの)の添付を求め、療養費の支給に当たっての適正に努められたいこと。

【参考】通知に関する補足

1 通知の発出の経緯

- ・平成29年8月に治療用装具に関する新聞報道があり、厚生労働省から各保険者に対し、平成26年4月以降の不正と判断した事案等について調査依頼
- ・平成29年12月27日の第3回社会保障審議会医療保険部会の治療用装具療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）で当該調査結果が報告されるとともに、不適切な請求事案に対する改善方法について議論
※専門委員会の委員、資料等は厚生労働省ホームページに掲載
ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(医療保険部会 治療用装具療養費検討専門委員会)
- ・専門委員会での議論を踏まえ、今回の通知を発出

2 専門委員会での意見等

※「⇒」は通知に関する回答等

(1) 療養費支給申請に係る手続きについて

- 装具業者が患者を誘因して装具をつくらせ保険請求されている事例は通知等を出して明確に禁止すべき
⇒ 健康保険法（他の医療保険各法を含む。以下同じ。）上に規定のない業者に対して直接禁止を指示することは困難ですが、通知の項番1において、療養費支給申請に係る手続きを明確化するとともに、「保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。」と記載し、保険者における判断基準を明確化しました。

(2) 証明書・領収書について

- 保険者がそれぞれ定めている支給申請書、医師の証明書、領収書の様式を国が指導し標準的なものをつくるべき
- 医師の指示書について、傷病名と装具名だけでなく、装着を指示した日付と署名、装具の適合を確認した日付と署名、装具が必要な明確な理由、装具を装着することによる効果の見込み、装着の見込み期間を書かせて指示すべき（補装具の支給意見書を参考）

○ 医師による「証明書」について、「治療上の必要、装着の確認」だけではなく、当該装具を装着適合した義肢装具士の名前も記載し、装具に関する義肢装具士の技術的な必要性も証明させることが適当ではないか

○ 領収書の内訳について、付属品等の加算要素の名称、種類、金額、付属品をつける必要性の記載をさせるべき

⇒ 健康保険法上は、療養費は保険者が認めた場合に支給するものであることから、今回発出する通知では、厚生労働省は療養費支給申請に係る基本的な手続き（通知の項番 1 参照）を明確化するとともに、証明書及び領収書については、保険者の審査において必要と考えられる基本的な事項（通知の項番 2 及び 3 参照）を提示しております（保険医療機関の証明書や事業者の領収書の様式は様々であるため、通知では様式をお示ししませんが、支給申請書に添付された証明書や領収書により通知の事項が確認できるかは、各保険者で判断いただくこととなります。）。

なお、各保険者において、証明書や領収書でさらに詳細な事項の確認が必要な場合は、各保険者の状況に応じて適宜定めていただくことが適当と考えます。

（３）支給申請書への写真の添付について

○ 写真の添付について、誰がどのような写真を添付するのか（例えば、装具単体なのか、それとも実際に装着している写真なのか等）。

⇒ 各保険者や患者等により様々な状況が想定されることから、どのような写真（現物が確認できるものであれば印刷した画像等でも差し支えありません。）を添付するか明確にはお示ししませんが、例えば事業者が同じ写真を使い回すことは趣旨に反しますので、通知の項番 4 において「（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）」としました。なお、各保険者において、（実際に患者が装着している写真に限る等）さらに詳細な確認が必要な場合、各保険者の状況に応じて適宜定めていただくことは差し支えありません。

また、誰が現物写真を添付するかについては、現物写真の提出は、健康保険法上は、保険者が保険給付を受ける者等に対して求めることとなります。ただし、撮影者については、各保険者や患者等により様々な状況が想定されることから、明確にはお示ししませんが、患者本人、家族、義肢装具士、事業者等いずれであっても差し支えありません。

（４）その他

○ 資料の不適切な請求事案が今後の不適切の判断基準となるのであれば委員会で議論すべき

⇒ 今回の専門委員会の資料の不適切な事例は、資料「治-1」12頁のとおり、「保険者において、不正と判断した事案又は不正が強く疑われた事案であって、不支給若しくは減額又は返還請求を行った事案」です。

健康保険法上は、療養費は保険者が認めた場合に支給するものであり、当該事案がそのまま全国統一的な判断基準となるものではありません。

○ 採型・採寸の区分について、定義が曖昧なので、明確化すべき

○ 医師が行う採型料・採寸料と義肢装具士が行う採型・採寸を明確に基準化すべき

⇒ 今回発出する通知では、まずは療養費支給申請に係る手続きの明確化を考えており、今回の通知の対象とはしないこととします。

○ オーダーメイドであっても上限価格を設定していただきたい（介護保険の福祉用具は平均値と標準偏差値を上限とするような措置が行われている）。

⇒ 治療用装具療養費の支給額の基準は、障害者総合支援法の「購入基準」の価格を基準として算定することとしておりますので、当該基準により取り扱って差し支えありません。

○ 既製品のリスト化についても効率的に進めていくべき

⇒ 今回の専門委員会で承認されたワーキンググループを活用して、効率的に進めていくこととします。